

保存資料

業務参考資料第 81 号

母性保護等に関する事業場訪問調査結果の概要

(昭和 47 年度第 1 ・ 四半期実施)

労働省婦人少年局婦人労働課

I	調査対象事業所	1
II	妊娠・出産者に対する労働時間管理の状況（時間外労働、深夜業、 休業労働）	2
1.	時間外労働	2
(1)	妊娠・出産者の時間外労働実施状況	2
(2)	時間外労働免除の期間	3
(3)	時間外労働免除の理由	5
2.	深夜業	6
(1)	妊娠・出産者の深夜業実施状況	6
(2)	深夜業免除の期間	7
(3)	深夜業免除の理由	7
III	妊娠・出産者に対する労働時間軽減の状況（時差出勤、休憩時間、 補食時間）	9
1.	時差出勤	9
(1)	制度の概況	9
(2)	時差出勤実施事例	10
2.	休憩時間および補食時間	11
(1)	制度の概況	11
(2)	休憩時間および補食時間実施事例	12
3.	妊娠・出産者に対する労働時間軽減の制度実施状況	13
IV	母性保護に関する制度の状況（労働基準法を上まわる制度に関する 事例集）	15
1.	産前、産後休業期間	15
2.	育児時間	18
3.	つわり休暇	19
4.	通院休暇	21
5.	その他の休暇	24
6.	その他の制度	25
V	軽易業務転換職種具体例	26

I 調査対象事業所

第1・四半期に事業場訪問調査を実施した事業所は194事業所で、規模別、産業別に調査対象事業所をみると次のとおりである。

規模別、産業別、調査対象事業所数

(実数)

規模別 産業別	計	30~99人	100~499人	500人以上
計	194	12	82	100
建設業	3	1	0	2
製造業	111	5	44	62
卸売・小売業 金融保険業	29	3	11	15
運輸通信業 電気・ガス・水道業	18	0	7	11
サービス業	27	3	19	5
公務	6	0	1	5

Ⅱ 妊娠・出産者に対する労働時間管理の状況（時間外労働、深夜業、

1. 時間外労働

(1) 妊娠、出産者の時間外労働実施状況

妊娠・出産者の時間外労働の実施状況を産業別、規模別にみると次のとおりである。（第1表）

調査対象事業所のうち半数以上の108事業所で、妊娠または出産した者が時間外労働を行なっている。このうち78事業所で「他の者と同等にさせる」と答えており、30事業所で「決算時、緊急時等特別の場合はさせる」と答えている。

妊娠または出産した者に対して時間外労働を「全面的にさせない」のは84事業所である。

第1表 妊娠・出産者の時間外労働実施状況（規模別・産業別）

（実数）

区 分 規模別 産業別	計	他の者と同等にさせる			決算時、緊急時等、特別の 場合はさせる。			全面的に させない	不明
		小計	1カ月平 均1人当 り時間外 労働	無記入	計	1カ月平 均1人当 り時間外 労働	無記入		
計	194	78	3.3時間	19	30	3.1時間	7	84	2
30～99人	12	4	4.6	0	1	1.8	0	7	0
100～499人	82	36	4.9	8	11	1.0	4	33	2
500人以上	100	38	2.6	11	18	6.0	4	44	0
建設業	3	0			0			3	0
製造業	111	51	2.9	14	11	0.2	3	48	1
卸売・小売業	29	8	1.6	0	7	2.2	2	14	0
金融・保険業									
運輸・通信業	18	4	1.3	1	3	2.4	0	10	1
電気・ガス・水道業									
サービス業	27	13	4.3	3	8	10.7	2	6	0
公務	6	2	0.9	1	1		0	3	0

(2) 時間外労働免除の期間

妊娠または出産した者に対し、時間外労働を免除している期間について産業別に見ると次のとおりである。

イ 製造業

- 本人の申し出以降産前休暇に入るまで 2 事業所（繊維工業、出版業）
- 妊娠 2 カ月以降出産まで 1 事業所（繊維工業）
- 妊娠 7 カ月以降出産まで 1 事業所（繊維工業）
- 産前休暇に入るまで 1 事業所（たばこ製造業）
- 妊娠 3 カ月以降産後 6 カ月まで 1 事業所（電気機械器具製造業）
- 妊娠判明時から産後 6 カ月まで 1 事業所（食料品加工業）
- 妊娠 3 カ月以降産後 4 カ月まで 1 事業所（ゴム製品製造業）
- 妊娠 5 カ月以降産後 2 カ月まで 1 事業所（繊維工業）
- 妊娠届出以降産後 12 カ月まで 3 事業所（繊維工業、医薬品製造業、ゴム製品製造業）
- 妊娠 5 カ月以降産後 12 カ月まで 1 事業所（医薬品製造業）
- 本人の申し出た期間 1 事業所（新聞業）
- 妊娠判明期から 1 事業所（繊維工業）
- 各課や上司が判断する 2 事業所（電気機械器具製造業、化学工業）
- 特に規定していないが免除している 7 事業所（食料品加工業、繊維工業、電気機械器具製造業、紙加工品製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業）

ロ、卸売・小売業

- 妊娠判明時以降出産まで 2 事業所（医薬品卸売販売業、百貨店）

- 妊娠の届出がでてから出産後 1 年間 1 事業所（百貨店）
- 妊娠中期から出産後 12 カ月まで 1 事業所（百貨店）
- 期間を定めずその人の身体の状態に応じて決める 2 事業所（各種商品小売業、百貨店）
- 期間は定めていない 2 事業所（百貨店、スーパーマーケット）

ハ 金融保険業

- 妊娠当初から産後 1 年ぐらいまで 1 事業所（銀行）
- 妊娠の届け出があった時から育児時間を請求している期間 1 事業所（郵政事業）

ニ 運輸通信業

- 妊娠 2 カ月以降産後 2.5 カ月まで 1 事業所（旅客自動車運送事業）
- 妊娠 4 カ月以降産後 12 カ月まで 1 事業所（旅客自動車運送）

ホ 電気・ガス・水道業

- 妊娠中はさせない 1 事業所（電力業）
- 期間は定めていない 1 事業所（電力業）

ヘ サービス業

- 妊娠から産前休業前まで 1 事業所（病院）
- 妊娠 4 カ月から産後 3 カ月まで 1 事業所（情報サービス業）
- 妊娠 8 カ月以降産後 6 カ月まで 1 事業所（病院）
- 妊娠 8 カ月以降産後 100 日まで 1 事業所（病院）
- 妊娠 6 カ月以降免除の終期はケースバイケース 1 事業所（放送事業）
- 産前については特に規定なし、産後のみ 12 カ月まで 2 事業所（病院）

(3) 時間外労働免除の理由

妊娠・出産者に対して、時間外労働を免除している事業所の免除理由を規模別、産業別にみると次表のとおりである。(第2表)

免除を行っている84事業所のうち、37事業所では「慣行としてさせない」と答えており、22事業所では「人道的見地から」と答えている。「就業規則、労働協約で規定されている」と答えた事業所は、わずかに9事業所であった。

第2表 妊娠・出産者に対する時間外労働の免除理由(規模別、産業別)
(実数)

規模別 産業別	理 由	計	人道的見 地から	就業規則、 労働協約で規 定されている	慣行とし てさせな い	その他	不 明
計		84	22	9	37	22	1
30～99人		7	0	1	2	4	0
100～499人		33	14	1	17	6	0
500人以上		44	8	7	18	12	1
建 設 業		3	0	1	0	2	0
製 造 業		48	14	4	22	12	0
卸売・小売業 金融保険業		14	4	4	6	2	0
運輸通信業 電気・ガス・水道業		10	3	0	3	4	0
サ ー ビ ス 業		6	1	0	5	1	0
公 務		3	0	0	1	1	1

注) 免除の理由はM・A

2. 深夜業

(1) 妊娠・出産者の深夜業実施状況

妊娠または出産した者の深夜業の実施状況を規模別、産業別にみると次のとおりである。(第3表)

調査対象事業所のうち、深夜業に該当する業務のない事業所は、126である。深夜業に該当する業務のある65事業所のうち、妊娠または出産した者に対し、深夜業を「全面的にさせない」のは、51事業所である。「他の者と同等にさせる」のは9事業所であり、「決算時、緊急時等特別の場合はさせる」のは5事業所である。

深夜業に就労している妊娠または出産した者のほとんどが医療保険業の看護婦で1ヵ月1人当りの平均深夜労働時間をみると「他の者と同等にさせる」と答えている事業所で14.3時間、「決算時、緊急等特別の場合はさせる」と答えている事業所で4.0時間であった。

第3表 妊娠・出産者の1ヵ月平均深夜業の実施状況(規模別、産業別)
(実数)

区 分 規模別 産業別	計	他の者と同等にさせる			決算時、緊急時等、特別 の場合はさせる			全面的 にさせ ない	深夜業 に該当 する業 務なし	不明
		事業 所数	1ヵ月平 均1人当 り深夜労 働時間数	労働時 間数 不明	事業 所数	1ヵ月平 均1人当 り深夜労 働時間数	労働時 間数 不明			
計	194	9	14.3時間	5	5	4.0時間	2	51	126	3
30～99人	12	0			0			1	11	0
100～499人	82	7	14.3	3	2	5.0	0	20	50	3
500人以上	100	2		2	3	1.7	2	30	65	0
建設業	3	0			0			2	1	0
製造業	111	1	0	1	0			23	86	1
卸売・小売業	29	0			0			8	21	0
金融・保険業										
運輸通信業	18	0			0			6	11	1
電気・ガス・水道業										
サービス業	27	8	14.3	4	5	4.0	2	9	4	1
公務	6	0			0			3	3	0

(2) 深夜業免除の期間

妊娠または出産した者に対し、深夜業を免除している事業所について、その免除期間を産業別にみると次のとおりである。

イ 製造業

- 妊娠届出が出てから産前休業に入るまで 1事業所（出版）
- 適宜、相当期間 1事業所（金属製品製造業）

ロ 運輸通信業

- 妊娠2カ月から産後2.5カ月まで 1事業所（旅客自動車運送事業）

ハ サービス業（病院のみ）

- 産前については特に規定なし、産後12カ月まで 1事業所
- 妊娠3カ月以降妊娠7カ月まで 1事業所
- 妊娠4カ月以降産後3カ月まで 1事業所
- 妊娠8カ月以降産後6カ月まで 1事業所
- 妊娠8カ月以降産後10カ月まで 1事業所
- 産後休業後1カ月間 2事業所
- 産後10週まで 1事業所
- 産後のみ3カ月まで 1事業所
- 産後休業後3カ月まで 1事業所
- 産後のみ6カ月まで 1事業所
- 産後のみ12カ月まで 1事業所

(3) 深夜業免除の理由

妊娠または出産した者に対し、深夜業を免除している事業所の免除理由を規模別、産業別にみると次のとおりである。（第4表）

妊娠または出産した者に対し、深夜業を「全面的にさせない」と答え

▲事業所のうち「就業規則、労働協約で規定されている」事業所が20、
「慣行としてさせない」事業所が11、「人導的見地から」させない事業所が3である。

第4表 妊娠・出産者に対する深夜業免除の理由（規模別、産業別）

規模別 産業別	理 由	計	人道的見 地から	就業規則、 労働協約で規 定されている	慣行とし てさせない	その他	不 明
計		51	3	20	11	12	6
30～99人		1	0	1	0	0	0
100～499人		20	1	5	6	6	2
500人以上		30	2	14	5	6	4
建 設 業		2	0	1	0	1	0
製 造 業		23	2	9	5	4	4
卸 売 ・ 小 売 業 金 融 保 険 業		8	0	4	0	2	2
運 輸 通 信 業 電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業		6	0	3	0	3	0
サ ー ビ ス 業		9	1	2	4	2	0
公 務		3	0	1	2	0	0

注) 免除理由はM・A

Ⅲ 妊娠・出産者に対する労働時間軽減の状況（時差出勤、休息時間、補食時間）

1. 時差出勤

(1) 制度の概況

妊娠または出産した者に対して時差出勤を認める制度の有無について、規模別、産業別にみると次のとおりである。

時差出勤をみとめている事業所は、15で規模別にみると500人以上の事業所に多く、産業別では、製造業に集中している。

時差出勤の内容をみると、「出勤時間のくり下げ及び退社時間のくり上げ」と答えた事業所が多く、7事業所、ついで「出勤時間のくり下げ」

4事業所、「退社時間のくり上げ」1事業所の順である。（第5表）

第5表 妊娠・出産者に対する時差出勤の有無（規模別、産業別）
（実数）

区 分 規模別 産業別	計	あり	内 訳				なし	不明
			出勤時間のくり下げ	退社時間のくり上げ	出勤時間のくり下げ及び退社時間のくり上げ	その他		
計	194	15	4	1	7	3	175	4
30～99人	12	0					12	0
100～499人	82	3	3	0	0	0	78	1
500人以上	100	13	1	1	7	3	84	3
建設業	3	1	0	0	1	0	2	0
製造業	111	8	2	1	2	3	100	3
卸売・小売業	29	1	0	0	1	0	27	1
金融・保険業								
運輸・通信業	18	2	1	0	1	0	16	0
電気・ガス・水道業								
サービス業	27	3	1	0	2	0	24	0
公務	6	0					6	0

(2) 時差出勤実施事例

イ 建設業

- 。妊娠している女子従業員が申請した場合、出勤時および退社時に各 30 分の勤務時間の短縮を認める。(有給) 1 事業所(建設事業)

ロ 製造業

- 。妊娠時短制度として妊娠の届出があった者から申請があったとき、出勤前、退社前、各 30 分の勤務時間の短縮をみとめる。(有給) 1 事業所(出版業)
- 。医師の診断書を提出後、産前休暇まで退社時間のくり上げ 60 分を認める。(有給) 1 事業所(食肉加工業)
- 。妊娠から出産まで所属長に申告、始終業の前後 1 時間以内において時差出勤を認める。(無給) 1 事業所(繊維工業)
- 。妊娠 2 カ月以降妊娠 4 カ月まで始業終業の前後に 1 日につき、1 時間の範囲で時差出勤通算 1 2 日間認める。(無給) 1 事業所(電気機械器具製造業)
- 。異常のある場合のみ、工場医の診断により朝 30 分から 1 時間、出勤時間のくり下げを認める。(無給) 1 事業所(電気機械器具製造業)
- 。病弱者及び妊婦は本人の申し出があれば、所属長の判断で 30 分から 1 時間の時差出勤を認める。(無給) 1 事業所(電気機械器具製造業)
- 。本人が必要とする期間、出勤時間のくり下げ 30 分を認める。1 事業所(菓子製造業)

ハ 卸売・小売業

- 。有乳児者、妊産婦の早帰り制度として、妊娠中の女子または、満1年に達しない乳児をもつ女子従業員から申請があったときは、繁忙期に限り、90分以内の遅出か早帰りを認める（無給）1事業所（百貨店）

ニ 運輸通信業

- 。本人が申し出た場合、妊娠2カ月以降、出産まで出勤時間のくり下げ30分を認める。1事業所（旅客運送業）

ホ 電気・ガス・水道業

- 。妊娠4カ月以降出産まで出勤時間のくり下げ及び退社時間のくり上げ各15分を慣行として認める。1事業所（電力業）

ヘ サービス業

- 。妊婦の母体を守るため、朝夕のラッシュ時をさけ各30分づつ時差出勤を認める。（有給）1事業所（病院）
- 。1日1時間、連続または分割して2回、始業時、終業時にとる。（有給）1事業所（病院）
- 。今までに時差出勤該当事例がなく、適用期間の定めはなかったが、本人の請求により産後3カ月間与えたので今後はこれをもとに考慮する。（有給）1事業所（放送事業）

2. 休息時間、補食時間

(1) 制度の概況

休息時間、補食時間の有無をみると次表のとおりであり、休息時間、補食時間をみとめている事業所は、わずかに19事業所にすぎない。規模別にみると100人以上の事業所に多く、産業別では、ほとんどが製

造業である。

「あり」と答えた事業所の内訳をみると、16事業所が、「特別きめていない適宜与える」と答えており、事業所における休息時間、補食時間についてのとりきめは、あまりなされていない。（第6表）

第6表 妊娠・出産者に対する特別の休息時間、補食時間の有無（規模別、産業別）

（実数）

区分 規模別 産業別	計	あり	内 訳			な し	不 明
			労働時間中、 特別の休息 時間を与える。	労働時間中、 特別の補食 時間を与える。	特別きめて いない 適宜与える		
計	194	19	1	2	16	173	2
30～99人	12	1	0	0	1	11	0
100～499人	82	8	0	0	8	73	1
500人以上	100	10	1	2	7	89	1
建 設 業	3	0				3	0
製 造 業	111	15	1	2	12	95	0
卸 売 ・ 小 売 業 金 融 保 険 業	29	1	0	0	1	27	1
運 輸 通 信 業 電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	18	1	0	0	1	17	0
サ ー ビ ス 業	27	2	0	0	2	25	0
公 務	6	0				6	0

(2) 休息時間および補食時間実施事例

イ 製造業

○労働時間中、1日2回、40分、特別の休息時間を与える。1事業

所（電気製品製造業）

。妊娠6カ月以降、1日2回各15分与える。1事業所（精密機械器具製造業）

。妊娠証明書のある場合午前・午後各15分づつ間食時間を与える。

（有給）1事業所（電気製品製造業）

。妊娠初期（つわりの時）1時間から2時間、特別きめていないが適宜与える。（有給）1事業所（繊維工業）

。1日に1回から2回、20分から30分程度適宜与える。1事業所（繊維工業）

。特別きめていないが適宜与える。9事業所（食料品加工業、繊維工業、化学工業、電気機械器具製造業、一般機械器具製造業、精密機械器具製造業、事務用品製造業、新聞業）

ロ 金融保険業

。妊娠初期以降、特別きめていないが適宜与える。1事業所（銀行）

ハ サービス業

。特別きめてはいないが、婦長が必要に応じ、認めた時、適宜与える。

1事業所（病院）

。妊娠6カ月以降、産後6カ月まで適宜与える。1事業所（病院）

3. 妊娠・出産者に対する労働時間軽減の制度実施状況

妊娠または出産した者に対し、「時差出勤、休息時間、補食時間あり」と答えた35事業所の制度の実施状況を、規模別、産業別にみると次のとおりである。（第7表）

時差出勤をみとめている16事業所の年間適用人員は、わずかに68人

にすぎない。また、休息時間・補食時間をみとめている19事業所においても60人で、労働時間軽減制度対象者は、対象事業所194事業所のうち、128人であった。

規模別にみると100人以上の事業所に、産業別では、製造業、卸売、小売業、金融保険業に若干多い程度である。

第7表 妊娠・出産者に対する労働時間軽減の制度実施状況（規模別・産業別）

区 分 規模別 産業別	計		時 差 出 勤		休 息 時 間 補 食 時 間	
	事業所数	適用人員	事業所数	適用人員	事業所数	適用人員
計	35	128	16	68	19	60
30～99人	1	1	0	0	1	1
100～499人	11	45	3	12	8	33
500人以上	23	82	13	56	10	26
建 設 業	1	10	1	10	0	0
製 造 業	24	70	9	18	15	52
卸 売 ・ 小 売 業 金 融 保 険 業	2	35	1	33	1	2
運 輸 通 信 業 電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	3	4	2	4	1	0
サ ・ ー ビ ス 業	5	9	3	3	2	6
公 務	0	0	0		0	

Ⅱ 母性保護に関する制度の状況（労働基準法を上まわる制度に関する事例集）

1. 産前・産後休業期間

イ 建設業

- 産前 6 週間、産後 6 週間（有給）1 事業所（建設事業）
- 産前 6 週間、産後 8 週間（有給）1 事業所（建設事業）
- 産前は請求期間、産後は 42 日間（無給）1 事業所（建設事業）

ロ 製造業

- 産前 6 週間産後 6 週間（社員のみ 30% 有給）1 事業所（電気機械器具製造業）
- 産前 6 週間産後 6 週間（5 年以上勤務の者は 70% 有給）1 事業所（電気機械器具製造業）
- 産前 6 週間産後 6 週間（50 日につき 100%、50 日をこえる部分については、その半分の日数は病気休暇と同じく補償する）。1 事業所（電気機械器具製造業）
- 産全 6 週間産後 6 週間（有給）22 事業所（食料品加工業、たばこ製造業、繊維工業、化学工業、ゴム製品製造業、電気機械器具製造業、新聞業、一般機械器具製造業、事務用品製造業等）
- 産前産後通算 12 週間（有給）2 事業所（食料品加工業、繊維工業）
- 産前 6 週間産後 7 週間（無給）6 事業所（電気機械器具製造業、金属製品製造業）
- 産前 42 日産後 47 日（有給）1 事業所（医薬品製造業）
- 産前 6 週間、産後 7 週間（65% 有給）1 事業所（一般機械器具製造業）
- 産前 6 週間、産後 7 週間（有給）1 事業所（加工紙製造業）
- 産前産後通算 13 週間（50% 有給）1 事業所（電気機械器具製造業）

- 産前産後通算 13 週間、（有給）2 事業所（出版業、化学工業）
 - 産前 6 週間産後 8 週間。（無給）1 事業所（精密機械器具製造業）
 - 産前 7 週間産後 7 週間（有給《1 日につき本給の 1% カット》）1 事業所（繊維工業）
 - 産前 45 日産後 45 日（60% 有給）1 事業所（化学工業）
 - 産前産後通算 90 日、（有給）2 事業所（電気機械器具製造業、新聞業）
 - 産前 7 週間産後 8 週間（無給）1 事業所（精密機械器具製造業）
 - 産前 45 日産後 45 日（有給）1 事業所（菓子製造業）
 - 産前 50 日、産後 50 日、（有給）1 事業所（ゴム製品製造業）
 - 産前 50 日産後 50 日出産日 1 日で計 101 日（無給）1 事業所（ゴム製品製造業）
 - 産前 56 日産後 64 日（無給）1 事業所（電気機械器具製造業）
 - 産前 3 カ月、産後 3 カ月、（通算 3 カ月のみ有給）1 事業所（繊維工業）
 - 産前産後通算 8 カ月（無給）1 事業所（ゴム製品製造業）
- ハ 卸売・小売業
- 産前 6 週間産後 6 週間（有給）3 事業所（各種商品小売、百貨店、医薬品卸売販売業）
 - 産前 6 週間産後 7 週間（無給）1 事業所（石油製品販売業）
 - 産前 45 日産後 49 日（有給）3 事業所（飯料、食料品小売業）
 - 産前 7 週間産後 7 週間（無給）1 事業所（百貨店）
 - 産前産後通算 14 週間（有給）1 事業所（百貨店）
 - 産前産後通算 16 週間（無給）1 事業所（百貨店）

- 産前 8 週間産後 8 週間（有給）2 事業所（百貨店）
- 産前 13 週間産後 13 週間（無給）1 事業所。（百貨店）

ニ 金融保険業

- 産前 6 週間産後 6 週間（99.5%有給）1 事業所（保険業）
- 産前 6 週間産後 6 週間（有給）8 事業所（銀行、郵政事業）
- 産前産後通算 12 週間（有給）1 事業所（生命保険業）
- 産前 7 週間産後 8 週間（有給）1 事業所（金融業）

ホ 運輸通信業

- 産前 6 週間産後 6 週間（有給）1 事業所（旅客運送業）
- 産前 6 週間産後 7 週間（無給）1 事業所（旅客運送業）
- 産前 6 週間産後 7 週間（各 6 週間は有給、産後 6 週間後の 1 週間は無給）1 事業所（旅客自動車運送業）
- 産前は本人が申し出た時期から、産後は 6 週間、ただし産後 6 週間以降、2 週間延長することができる。（無給）1 事業所（旅客運送業）
- 産前 6 週間産後 8 週間（有給）1 事業所（旅客運送業）
- 産前 6 週間産後 9 週間（無給）2 事業所（旅客自動車運送業）
- 産前産後通算 15 週間（85%有給）1 事業所（旅客運送業）
- 産前 30 週間産後 10 週間（乗務員）、産前 18 週間産後 8 週間（非乗務員）（無給）1 事業所（旅客運送業）

ヘ サービス業

- 産前 6 週間産後 6 週間（有給）11 事業所（病院、厚生施設の業務、競艇事業、農業協同組合、教育機関）
- 産前産後通算 12 週間（有給）1 事業所（病院）
- 産前 7 週間産後 8 週間（無給）3 事業所（病院）

- 産前産後通算 90 日（有給）1 事業所（放送事業）
- 産前 7 週間産後 8 週間（産前 1 週間と産後 5 週間は 100 % 有給、その他は 50 % 有給）5 事業所（病院）
- 産前 7 週間産後 8 週間（産前産後各 6 週間は 100 % 有給、その他は 50 % 有給）1 事業所（病院）
- 産前 7 週間産後 8 週間（有給）2 事業所（病院）
- 産前 3 カ月産後 1 年間（無給）1 事業所（情報サービス業）

ト 公務

- 産前 6 週間産後 6 週間 6 週間経過後も療養を要するものには医師の診断書で更に 2 週間（有給）3 事業所（地方事務）
- 産前 6 週間産後 8 週間（有給）2 事業所（地方事務）
- 産前産後通算 14 週間（有給）1 事業所（地方事務）

2. 育児時間

イ 建設業

- 1 日 2 回各 45 分（有給）1 事業所（建設事業）

ロ 製造業

- 1 日 2 回各 45 分（無給）1 事業所（輸送用機械器具製造業）
- 1 日 2 回各 45 分（有給）4 事業所（たばこ製造業）
- 1 日 2 回各 50 分（有給）1 事業所（ゴム製品製造業）

ハ 金融保険業

- 1 日 2 回各 45 分（有給）3 事業所（郵政事業）

ニ 運輸通信業

- 1 日 2 回各 45 分（有給）1 事業所（旅客運送業）

ホ サービス業

- 1日3回各30分（有給）9事業所（病院）

（注）実際には、1日2回各30分取得している場合が多い。

- 1日2回各60分（有給）2事業所（病院、放送事業）

ヘ 公務

- 1日2回各30分をこえる必要時間（有給）2事業所（地方事務）
- 1日2回各45分（有給）1事業所（地方事務）

3. つわり休暇

イ 製造業

- つわり休暇として3日間与える（無給）1事業所（電気機械器具製造業）
- 妊娠初期3カ月間に毎月1回1日与える（有給）1事業所（事務用品製造業）
- 妊娠中の女子従業員がつわりの場合、つわりの期間中、通算して5日間のつわり休暇を与える。医師の診断書を添付し請求する（有給）2事業所（電気機械器具製造業、漁網製造業）
- つわり休暇として6日間与える（有給）1事業所（水産食料品製造業）
- つわり休暇として7週間与える（無給）2事業所（電気機械器具製造業、精密機械器具製造業）
- つわり休暇として10日間与える（4日間のみ有給）1事業所（食料品製造業）
- つわり休暇として10日間与える（有給）2事業所（ゴム製品製造業、一般機械器具製造業）

- つわり休暇として12日以内与える（無給）2事業所（精密機械器具製造業、電気機械器具製造業）
- つわり休暇として13日以内与える（無給）1事業所（精密機械器具製造業）
- つわり休暇として2週間与える（無給）1事業所（繊維工業）
- つわり休暇として2週間与える（3日間のみ有給）1事業所（電気機械器具製造業）
- つわり休暇として14日以内与える（無給）1事業所（精密機械器具製造業）
- つわり休暇として14日間与える（有給）1事業所（一般機械器具製造業）
- 1回につき1週間を限度に3回まで休暇を取得できる。請求時に医師の診断書を必要とする。（有給）1事業所（新聞業）
- 必要日数与える（無給）3事業所（電気機械器具製造業、繊維工業、医薬品製造業）
- 必要日数与える。（有給）1事業所（新聞業）
- ロ 卸売・小売業
 - 妊娠により、勤務困難な者は医師の診断または母子手帳をそえて申しでれば所属長が認めて、つわり休暇がとれる。分割して使用することも可。8日以内与える。（有給）3事業所（飲食料品小売業）、5日間与える（有給）1事業所（百貨店）
 - 妊娠障害休暇として妊娠初期に障害（つわり）がある時（会社が認めるか、あるいは指定する医師もしくは助産婦の証明書を添付する）に2週間を限度として、必要な日数を与え、またはこれを分割して請求することができる。（有給）1事業所（百貨店）

ハ 金融保険業

- 妊娠障害休暇として、つわりによって勤務できないときは、届け出によって病気欠勤の取扱いとする（有給）1事業所（銀行）

ニ 運輸通信業

- つわりのため、休暇を請求したとき、14日以内の休暇を与える（有給）1事業所（旅客自動車運送業）
- 医師の診断書でつわりと認められた場合、証明書を添付して、請求すると14日間の休暇を与える（有給）2事業所（旅客自動車運送業）

ホ サービス業

- 3日以上は医師の診断書を提出しなければならない。（有給）1事業所（農業協同組合）
- 診断書の提出により必要期間休暇を与える。（有給）1事業所（病院）

4. 通院休暇

イ 建設業

- 定期検診等のため、通院する場合は本人の申請によって必要な通院時間を与える（有給）1事業所（建設事業）

ロ 製造業

- 産前休暇に入るまで4日間与える。（有給）2事業所（パン、菓子製造業）
- 妊娠5カ月以降、月1回、通院に必要な時間を認める。（有給）2事業所（ゴム製品製造業、医薬品製造業）
- 妊娠3カ月以降、13日間以内の通院休暇を認める。（有給）1事業所（電気機械器具製造業）

- 妊娠中、月1回の通院休暇を与える。(無給)1事業所(繊維工業)
- 妊娠中、月1回の通院休暇を与える。(有給)4事業所(製紙製造、
ゴム製品製造業、電気機械器具製造業、精密機械器具製造業)
- 妊娠中、月1回、4時間の通院休暇を与える。(有給)1事業所(電気機械器具製造業)
- 毎月1回午前中・4時間を限度に許可する。妊娠通院外出申請書を提出する時に記入する事項(妊娠何ヵ月か、出産予定日、外出予定時間と期間、通院先名所在地等)及び母子手帳を添付すること。(有給)1事業所(精密機械器具製造業)
- 月1回、1日通院休暇を与える。(無給)1事業所(電気機械器具製造業)
- 妊娠届け出により、月1回、1日、申し出により休暇を与える。4事業所(出版、医薬品製造業、電気機械器具製造業、精密機械器具製造業)
- 妊娠8ヵ月までは月1回、8ヵ月後、出産までは月2回の通院休暇を与える。(無給)2事業所(ゴム製品製造業、タイル製造)
- 妊娠3ヵ月以降、毎月2日間を通院休暇として与える。(有給)1事業所(一般機械器具製造業)
- 妊娠中の女子が検診を必要とした時(7ヵ月までは4週に1回、8ヵ月から9ヵ月までは2週間に1回、10ヵ月からは1週間に1回)1回につき、4時間まで認める。(有給)4事業所(たばこ製造業)
- 月2回、生理休暇のかわりに通院休暇として与える。(1日目は100%有給、2日目は50%有給)1事業所(電気機械器具製造業)
- 医師の診断書提出後、産前休暇まで1回につき2時間与える。(有給)

1 事業所（食肉加工業）

- 申し出により通院の都度、必要な時間を認める。（有給）4 事業所（繊維工業、新聞業）

- 医師の指定及び本人の希望する時、通院休暇を与える。（無給）1 事業所（繊維工業）

ハ 卸売・小売業

- 月 1 回、半日の通院休暇を与える。（有給）1 事業所（精密機械器具販売業）

- 申し出があれば大目に見る。（有給）1 事業所（百貨店）

ニ 金融保険業

- 妊娠 7 カ月まで 4 週間に 1 回、8 カ月から 9 カ月まで 2 週間に 1 回、10 カ月から分娩まで 1 週間に 1 回通院休暇を認める。（有給）3 事業所（郵政事業、保険事業）

- 産前休暇に入るまで毎月医師の指定した日に通院休暇を与える。突発的に変調がおこり指定日以外に診断をうける必要が生じた場合を含む。（有給）1 事業所（金融業）

ホ 電気・ガス・水道業

- 妊娠 7 カ月までは 4 週間に 1 回、8 カ月から 9 カ月までは 2 週間に 1 回、10 カ月から分娩まで 1 週間に 1 回の通院を認める。（有給）1 事業所（水道業）

ヘ サービス業

- 月々の妊娠の定期検診を時間内に受診することを認める。（有給）1 事業所（病院）
- 妊娠期間中において医師又は助産婦の証明書に基づき、1 カ月に 1 日

与える。(有給)1事業所(病院)

- 妊娠7カ月までは4週間に1回、8月から9カ月までは月1回、10月から出産まで1週間に1回の通院休暇を認める。(有給)3事業所(教育機関、その他の社会保険社会福祉、病院)

- 妊娠中の女子が検診に必要な時間を与える。回数に制限なし。(有給)1事業所(放送事業)

ト 公務

- 1カ月に1日の通院休暇を認める。(有給)1事業所(地方事務)
- 妊娠7カ月までは4週間に1回、8月から9カ月までは2週間に1回、10月から分娩まで1週間に1回の通院を認める。(有給)4事業所(地方事務)

5. その他の休暇

イ 建設業

- 妊娠障害特別休暇として妊娠中毒症、つわり等で就業に支障ある時は、本人の申請によって7日間を限度として休養を与える。(有給)1事業所(建設事業)

ロ 製造業

- つわり、通院休暇として6日間与える。(有給)2事業所(電気機械器具製造業)
- 生理休暇(2日)のかわりとして妊娠中も1カ月2日間、静養、通院、その他のために与える。(有給)1事業所(化学工業)
- 妊娠3カ月後1カ月につき3日間妊娠休暇を与える(有給)1事業所(金属製品製造業)

ハ 卸売・小売業

- 本人の申し出により産後休暇6週間をまたずに産前6カ月の時期より休業させる。(無給)1事業所(各種商品卸売業)
- 悪阻休暇の名称ではあるが、悪阻または、産後の肥立不調のため、休暇を要する場合には、医師の証明により、2週間の休暇をみとめる。
(有給)1事業所(百貨店)

ニ 運輸通信業

- 生理休暇のかわりとして、つわり、通院休暇として妊娠3カ月まで月2日間休暇を与える。(有給)1事業所(旅客運送業)

ホ 公務

- 妊娠障害特別休暇として、本人の申し出により7日間を限度として休養を与える。(有給)2事業所(地方事務)

7. その他の制度

イ 通院配慮

- 交替勤務で女子は5時から22時の間で勤務時間が組まれる。通院の場合は13時から21時30分の遅番勤務にすることができる。申し出により、妊娠者には恒例になっている。(運輸通信業)

V 軽易業務転換職種具体例

転換職種の事例

産 業	事業内容	転換前の職種	転換後の職種	転換時期
製 造 業	コンデンサー製造	組立の立作業	組立座作業	妊娠3ヵ月頃
	パルプ製造	選別仕上(立作業)	現場事務(棚卸)	妊娠5ヵ月
	プラスチック加工	箱詰作業	バリ取(座作業)	本人の体の具合による
	自動車部品製造	検査仕上げ立作業	座り作業	妊娠3ヵ月
	各種電子部品製造	洗 浄	撰別	妊娠3ヵ月～5ヵ月
	精密機器の製造販売	営業事務	分析室の薬品分析事務	妊娠7ヵ月
	"	機械補助作業(立)	検査(腰掛作業)	"
	トランジスター製造	機械を使う立作業	測定検査	"
	"	資料運搬	資料検査	"
	ミシン部品製造	検査工(判断業務)	仕上げ(単純作業)	妊娠8ヵ月
	自動車部品製造	検査仕上げ重量物扱い作業	軽作業	妊娠3ヵ月
	医薬品の製造	液 剤(立作業)	包装(腰掛作業)	妊娠7ヵ月
	"	注 射(")	検査(")	"
	"	機械工程	包装工程	妊娠2ヵ月～4ヵ月頃
	"	注射薬	"	"
	各種レース製造販売	レース機械刺しゅう	準備関係作業	妊娠3ヵ月から1年間
	紡績織布	織 布	検 査	妊娠7ヵ月
	"	"	見廻、事務	妊娠6ヵ月
	縫 製(下着類)	動力ミシン掛け	仕上げ	妊娠8ヵ月
	綿糸、混紡糸製造	二交替勤務(生産部門)	昼専勤務(保全)	妊娠5ヵ月
	ゴム、はきもの布縫製	縫製工(ミシン)	検査工	妊娠9ヵ月
	ゴム履物製造	組 立	仕上げ	妊娠5ヵ月
	"	組 立	検 査	妊娠9ヵ月

産 業	事業内容	転換前の職種	転換後の職種	転換時期
製 造 業	漁網製造	重機械作業	軽機械作業、手作業	妊娠判明時
	＃	立作業	すわり作業	＃
	菓子、食品製造	包装機械運転	袋詰座り作業	妊娠５カ月
	パン、菓子製造	現場立ち作業	腰掛けてできる作業	妊娠判明時
	食肉加工業	製 造	不良品検別	妊娠３カ月
	菓子製造	包装作業	箱はり作業	妊娠３カ月～５カ月頃
	文具、事務用品製造販売	製造業務	軽作業	妊娠判明時
	製本仕上工	重量物を扱う作業(立)	座ってやれる軽作業	妊娠５カ月～８カ月頃
卸売・小売業	小売業（売店）	繁忙店	比較的閑散店	妊娠７カ月～８カ月
	スーパー	レジスター	精肉販売	妊娠４カ月～５カ月
	＃	食品販売	青果パッケージ	＃
	＃	日用品販売	＃	＃
	百貨店	販 売	事 務	妊娠５カ月～８カ月頃
運輸通信業	旅客運送業	バス車掌	事務所の手伝い	妊娠２カ月
	＃	＃	電話受付	妊娠６カ月～７カ月頃
	＃	＃	事務所の手伝い	妊娠３カ月～４カ月
	＃	＃（ガイド）	事務補助	妊娠４カ月
	＃	＃（ 〃 ）	事 務	妊娠届け（診断書）を出してから
	＃	＃	事 務	妊娠３カ月
金融保険業	銀行（一般事務）	窓口事務	後方事務	妊娠１カ月
サービス業	看 護 婦	三交替勤務(病棟勤務)	外来日勤	妊娠３カ月～５カ月頃
	＃	＃	＃	妊娠８カ月
	＃	重症患者の病棟	軽症患者の病棟	妊娠３カ月
	＃	病棟勤務	外来、フリー勤務	妊娠８カ月
	教 員	教科の指導時間、学級主任	教科の指導のみ	年度はじめ

